#### 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後

改 正 前

別冊

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

第7編の2 構造改革特別区域法関係 第28条及び第28条の2

(共通関係)

1 「果実」の定義

構造特区法第28条及び同法第28条の2に規定する「果実」の 定義については、第2編第3条(その他の用語の定義)の3〈「果 実」の定義〉の定めを準用する。

2 「生産」の意義

構造特区法第28条及び同法第28条の2に規定する「生産」とは、栽培等の人為的な作業を伴う行為をいうのであり、単に自生している果実又は農産物を採取する行為などは含まれないのであるから留意する。

3 「その他気象上の原因による災害」の範囲

構造特区規則第1条第1項第3号及び第2項第3号に規定する「その他気象上の原因による災害」には、例えば、ひょう害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、雷害、地すべりの害等が含まれる。

4 「販売」の意義

構造特区法第28条第3項及び同法第28条の2第3項に規定 する「販売」とは、販売代金その他名目のいかんを問わず対価 を得て行われる譲渡をいうのであり、無償による譲渡は含まれ ないのであるから留意する。

第28条 酒税法の特例

第1項及び第2項関係

1・2 (省略)

(削除)

第28条の2

第1項関係

1~3 (省略)

4 構造特区法第28条の2第1項第1号及び第3号に規定する 酒類の製造免許の取扱い

構造特区法第28条の2第1項第1号及び第3号に規定する

別冊

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

第7編の2 構造改革特別区域法関係 (新設)

第28条 酒税法の特例 第1項及び第2項関係

1・2 (同左)

第3項関係

「販売」の意義

構造特区法第 28 条第 3 項に規定する「販売」とは、販売代金 その他名目のいかんを問わず対価を得て行われる譲渡をいうの であり、無償による譲渡は含まれないのであるから留意する。

第28条の2

第1項関係

1~3 (同左)

(新設)

製造免許を受けようとする場合は、第2編法第10条第11号関係 の2〈酒類の製造免許の取扱い〉の規定は適用しない。

この場合における構造特区法第28条の2第1項第1号に規定する酒類の製造免許については、製造しようとする酒類が、同項に規定する特区内農産物等を主たる原料とするものであり、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が認定計画特定事業者の所在する地域に限定されていると認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する。

(注) 「特区内農産物等を主たる原料とする」とは、酒類 に原料として使用した特区内農産物等の香味等が反映 されていることが明らかな場合をいう。

なお、当該特区内農産物等が水以外の原料の50%以上を占める場合には、特区内農産物等を主たる原料とするものと取り扱って差し支えない。

5 「特区内農産物等と同一の種類のもの」の判定

構造特区規則第3条第<u>1</u>項に規定する「特区内農産物等と同一の種類のもの」かどうかの判定は、日本標準商品分類の分類番号の最初の5桁を基準として行うものとする。

(削除)

第7編の3 総合特別区域法関係 第14条の2及び第37条の2 (共通関係)

1 (省略)

2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い

法第11条第1項の規定により製造する酒類の範囲について の条件は、次による。

### 4 「特区内農産物等と同一の種類のもの」の判定

構造特区規則第3条第<u>2</u>項に規定する「特区内農産物等と同一の種類のもの」かどうかの判定は、日本標準商品分類の分類番号の最初の5桁を基準として行うものとする。

### 第28条及び第28条の2

(共通関係)

<u>1</u> 「果実」の定義

構造特区法第28条及び同法第28条の2に規定する「果実」の 定義については、第2編第3条(その他の用語の定義)の3〈「果 実」の定義〉の定めを準用する。

2 「生産」の意義

構造特区法第28条及び同法第28条の2に規定する「生産」とは、栽培等の人為的な作業を伴う行為をいうのであり、単に自生している果実又は農産物を採取する行為などは含まれないのであるから留意する。

3 「その他気象上の原因による災害」の範囲

構造特区規則第1条第1項第3号及び第2項第3号に規定 する「その他気象上の原因による災害」には、例えば、ひょう 害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌 湿潤害、雷害、地すべりの害等が含まれる。

第7編の3 総合特別区域法関係

第14条の2及び第37条の2

(共通関係)

1 (同左)

2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い

法第11条第1項の規定により製造する酒類の範囲について の条件は、次による。 改 正 後

(1)・(2) (省略)

(3) 構造特区法第28条の2第1項第1号に規定する「単式蒸留 焼酎の製造免許」を付与するとき

「総合特別区域法(平成23年法律第81号)第14条の2第3項(又は第37条の2第3項)の規定により適用される構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条の2第1項第1号に掲げる酒類で、製造する数量は10キロリットル以下に限る。」旨。

(4) 構造特区法第28条の2第1項第<u>2</u>号に規定する「果実酒の 製造免許」を付与するとき

「総合特別区域法(平成23年法律第81号)第14条の2第3項(又は第37条の2第3項)の規定により適用される構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条の2第1項第2号に掲げる酒類に限る。」旨。

(5) 構造特区法第28条の2第1項第3号に規定する「原料用ア ルコールの製造免許」を付与するとき

「総合特別区域法(平成23年法律第81号)第14条の2第3 項(又は第37条の2第3項)の規定により適用される構造改 革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条の2第1項第 3号に掲げる酒類に限る。」旨。

(6) 構造特区法第28条の2第1項第<u>4</u>号に規定する「リキュールの製造免許」を付与するとき

「総合特別区域法(平成23年法律第81号)第14条の2第3項(又は第37条の2第3項)の規定により適用される構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条の2第1項第4号に掲げる酒類に限る。」旨。

# 第7編の4 国家戦略特別区域法関係

第10条関係 1 (省略)

2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い

法第11条第1項の規定により製造する酒類の範囲についての条件は、次による。

(1)・(2) (省略)

(3) 構造特区法第28条の2第1項第1号に規定する「単式蒸留 焼酎の製造免許」を付与するとき

「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第10条第 3項の規定により適用される構造改革特別区域法(平成14年 法律第189号)第28条の2第1項第1号に掲げる酒類で、製 造する数量は10キロリットル以下に限る。」旨。

(4) 構造特区法第28条の2第1項第<u>2</u>号に規定する「果実酒の 製造免許」を付与するとき

「国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号) 第10条第 3項の規定により適用される構造改革特別区域法 (平成14年 改 正 前

(1)·(2) (新設) (同左)

(3) 構造特区法第28条の2第1項第<u>1</u>号に規定する「果実酒の 製造免許」を付与するとき

「総合特別区域法(平成23年法律第81号)第14条の2第3項(又は第37条の2第3項)の規定により適用される構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条の2第1項第1号に掲げる酒類に限る。」旨。

(新設)

(4) 構造特区法第28条の2第1項第<u>2</u>号に規定する「リキュールの製造免許」を付与するとき

「総合特別区域法(平成23年法律第81号)第14条の2第3項(又は第37条の2第3項)の規定により適用される構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条の2第1項第2号に掲げる酒類に限る。」旨。

# 第7編の4 国家戦略特別区域法関係

# 第10条関係

1 (同左)

2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い

法第11条第1項の規定により製造する酒類の範囲について の条件は、次による。

(1) • (2) (同左)

(新設)

(3) 構造特区法第28条の2第1項第<u>1</u>号に規定する「果実酒の 製造免許」を付与するとき

「国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号) 第10条第 3項の規定により適用される構造改革特別区域法 (平成14年

正 後 改

正 法律第189号) 第28条の2第1項第1号に掲げる酒類に限 る。」旨。

前

改

法律第189号) 第28条の2第1項第2号に掲げる酒類に限 る。」旨。

(新設)

(5) 構造特区法第28条の2第1項第3号に規定する「原料用ア ルコールの製造免許」を付与するとき

「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第10条第 3項の規定により適用される構造改革特別区域法(平成14年 法律第189号) 第28条の2第1項第3号に掲げる酒類に限 る。」旨。

(6) 構造特区法第28条の2第1項第4号に規定する「リキュー ルの製造免許」を付与するとき

「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第10条第 3項の規定により適用される構造改革特別区域法(平成14年 法律第189号)第28条の2第1項第<u>4</u>号に掲げる酒類に限 る。」旨。

(4) 構造特区法第28条の2第1項第2号に規定する「リキュー ルの製造免許」を付与するとき

「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第10条第 3項の規定により適用される構造改革特別区域法(平成14年 法律第189号) 第28条の2第1項第2号に掲げる酒類に限 る。」旨。